

フランスからの家きん及び家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について

フランスにおける鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、フランスに対する家きん及び家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除しました。

1. フランスにおける弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N3 亜型）の発生を受け、平成 21 年 2 月 3 日以降、フランスから輸出される家きん及び家きん肉等について輸入一時停止措置を講じていたところである。
2. 今般、フランスにおける鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、フランスに対する家きん及び家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除することとし、関係機関に通知した。

（参考）フランスからの輸入実績

（単位：羽）

	2008 年
鶏初生ひな	211,224

（単位：トン）

	2008 年
家きん肉等	973
加工卵等	471

出典：財務省「貿易統計」

関連資料：

フランスからの家きん肉等の輸入一時停止措置について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/eitai/090203.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：伊藤、宇野

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>